

「特定病原体等の運搬に関する講習会」開催案内

病原体等の管理に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき規制されています。

これにより、特定病原体等を運搬する場合には、感染症法に基づき、特定病原体等の種類に応じて、都道府県公安委員会へ運搬の届出が必要となるほか、運搬の基準や運搬体制等について定めた「特定病原体等の安全運搬マニュアル」などに基づいた厳格な対応をお願いしているところです。

この度、特定病原体等の運搬が適正に行われるよう、感染症法に規定されている運搬方法や運搬の届出手続などについて、下記の日程で講習会を開催します。

なお、本講習会は、特定病原体等の安全な運搬を確保するため、「特定病原体等の安全運搬マニュアル」に定める「知識を有すると認められる同行者」の養成を目的としています。

記

- 1 日 時：令和8年10月30日（金）13：00～17：15
- 2 場 所：国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所戸山庁舎 共用大会議室
<https://www.niid.jihs.go.jp/access/20250324164351.html>
- 3 内 容：感染症法に基づく特定病原体等の運搬について（別紙1）
- 4 対 象 者：特定病原体等の運搬従事者（運送業者）他
- 5 定 員：30名程度
（参加希望が定員を上回った場合は、人数調整を行う可能性があります。）
- 6 申込方法：（別紙2）「特定病原体等の運搬に関する講習会」参加申込書に所定の事項を記載の上、E-mail (byougentai@mhlw.go.jp) にて、**10月9日（金）まで**にお申し込み下さい。
- 7 関連ホームページ：「感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kekaku-kansenshou17/03.html
- 8 問合せ先：厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部
感染症対策課 病原体等管理対策係
電 話：03（3595）3097
E-mail：byougentai@mhlw.go.jp

以上

「特定病原体等の運搬に関する講習会」

■開催概要

- 主催：厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課
- 日時：令和8年10月30日（金） 13：00～17：15
- 会場：国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所戸山庁舎 共用大会議室

■プログラム

1. 開会の挨拶
2. 特定病原体等の適正管理について
3. 特定病原体等の運搬の手続きについて
4. 公安委員会への運搬届出について
(休憩)
5. 病原体等の輸送時の梱包について
6. 特定病原体等の運搬における緊急時の対応について（実技）
7. 試験（筆記）
(休憩)
8. 採点・解説
9. 閉会の挨拶

■注 意 点

- 講習時間、内容については、状況等により変更する場合があります。
- 講習会受講前に、以下の関連情報をご一読いただくようお願いします。
 - 1) 厚生労働省ホームページ「感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kekaku-kansenshou17/03.html
 - 運搬マニュアル
 - 届出対象病原体等運搬届出書
 - 緊急時対応マニュアル
 - 2) WHO「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」2013-2014日本語版
https://www.niid.jhs.go.jp/images/biosafe/who/WHOguidance_transport13-14.pdf
- 本講習会は、「特定病原体等の安全運搬マニュアル」に定める「知識を有すると認められる同行者」の養成を目的としています。
- 全ての講義を受講し、「7. 試験」に合格された方には、受講済証を発行します。なお、試験結果で、十分なご理解をいただいていないと判断された方には、「9. 閉会の挨拶」後、再試験を行う予定です。

■そ の 他

- 当日、体調に異常がある場合は、連絡（TEL：080-1152-9719）の上、来場しないようお願いします。
- 当日はつなぎタイプの防護服を着用いたしますので、動きやすい服装でご参加ください。